

箇所	御意見	御意見に対する考え方
全般(早期実施について)		
	山間地の測量の場合、既知点(三角点)上空の遮へいが多く、観測が困難な為、一刻も早く実施して頂たいと考えています。	早急にマニュアル案の普及に取り組みます。
全般(基準点体系について)		
	電子基準点のみによるGNSS測量は、基準点測量体系の1、2、3級という区分で制約する必要はなく1本化していいのではないですか。	基準点体系について、今後御意見を踏まえて検討します。
	作業効率の改善のため、3級基準点測量までの適用範囲拡大をお願いしたい。	基準点体系について、今後御意見を踏まえて検討します。
	電子基準点と既設基準点の整合性を重視して基準点のヒエラルキーを維持してきたものが無意味になりかねません。3級、4級基準点もネットワーク型RTK-GPSで求めることができるようになってから3、4級基準点は配点密度だけの存在となっております。「飛び級」を認めるなら、いつそのこと基準点の等級をなくしてはいかがでしょうか。	基準点体系について、今後御意見を踏まえて検討します。
全般(マニュアルの構成について)		
	本案だけでは測量できません。規定されてない事項は準則第2編第2章「基準点測量」を準用とのことでしょうか。これとは逆に本案には、準則に規定されている事項と同様の事項の記述も多々あります。 マニュアルを見れば一連の測量が行えるようにしたほうが親切ではないのでしょうか。	準則第2編第1章「通則」、第2章「基準点測量」に定めのあるものは、それらを準用するものとしてしています。ただし、準用にあたって読み替えが必要な場合は、準用せず記述しています。また、準則の準用部分も網羅した資料については、今後作成します。
準則の準用について		
第2条	準則の総則で規程するものについての準用がありません。法令遵守、機器検定などの重要な項目が脱落している。	御意見を踏まえ「準則第1編「総則」並びに第2編第1章「通則」及び第2章「基準点測量」」に修正します。
既知点間距離、路線長及び測量方式について		
第4条	既知点間距離について、「制限はなし」は、第5条のように「電子基準点のみを既知点とするので、路線長の制限は適用しない。」と記述した方が適切ではないか。	御意見を踏まえ「電子基準点のみを既知点とするので、制限しない。」に修正します。
第4条 第5条第1項、 第2項	第4条で、既知点数2点以上と単路線を容認する表現をし、第5条で、単路線はやむを得ない場合とするのはおかしいのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ第5条を「電子基準点のみを既知点とした2級基準点測量は、結合多角方式又は単路線方式により行うものとする。」に修正します。

平均計画図について		
第6条第2項	「1点以上の既設基準点と点検のための観測を行うものとする。」の記述は、「1点以上の既設基準点を点検の為、平均計画に含めるものとする。」とすべき。	御意見を踏まえ「1点以上の既設基準点と点検のための観測を行うものとし、平均計画図に含めるものとする。」に修正します。
点検計算について		
第9条第2項第一号ロ	「かつ独立した」とあるが、「独立」の説明がない。「独立」の名称が初めて出てきたので、説明がないと混乱する。	御意見を踏まえ「電子基準点間の結合路線は、最少辺数の路線について行う。ただし、辺数が同じ場合は路線長が最短のものについて行う。」に修正します。
第9条第4項	「既設基準点成果と新点成果の座標差による距離と本観測による距離を比較し」とあるが、成果座標差による距離はいわゆる平面距離で、準則第37条第2項による観測から平面距離を算出しなければならない。「本観測により求められる座標値との閉合差」、あるいは、「斜距離の較差」の方が、運用しやすいのではないか？	計画機関が整合性の状況を把握しやすいように、座標の較差で比較することとし、「既設基準点成果と当該観測により求めた座標を比較し、その較差を計画機関に報告しなければならない。」に修正します。
第10条	平均計算の方法が規定されていないため、準則を準用することから、三次元網平均の重量は準則第43条第2項第一号を適用するが、2級基準点新点間と新点から電子基準点までの距離から、網を構成する基線の解析時間が異なることが考えられ、結果的に「分散の固定値」を重量とすることになる。500mの基線と10kmを超える基線が、同一の重量で同時網平均されることは、直感的に疑問を感じるが、問題ないか？ 重複辺の較差の許容範囲から考えると、「分散の固定値」も妥当と思えるが、準則付録1 測量機器検定基準との適合が取れていない。本マニュアル内に限らず、GNSS測量の誤差の見積もりと運用について、見直しが必要と思われる。	当面、準則に定められた固定重量により大きな問題が生じるものとは考えていませんが、重要な御指摘と認識しており、今年度本マニュアル案を運用していく中で、並行してGNSS測量の誤差の見積について検討します。